

改正後	改正前
<p><u>とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第三十七条 [略]</p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p><u>(身体拘束等の禁止)</u></p> <p><u>第三十七条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第三十七条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第四十二条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第四十五条 第十一条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第四十五条第一項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十五条第一項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第九条において準用する第七条第一項第三号」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第四十五条第一項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十五条第一項において準用する第三十七条第一項」と、第三十四条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第十一条から第三十三条まで及び第三十五条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業につ</p>	<p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第四十五条 第十一条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第四十五条第一項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十五条第一項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第九条において準用する第七条第一項第三号」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第四十五条第一項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「第三十七条」とあるのは「第四十五条第一項において準用する第三十七条」と、第三十四条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第十一条から第三十三条まで及び第三十五条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業につ</p>

改正後	改正前
<p>いて準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第四十五条第二項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十五条第二項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第九条において準用する第七条第一項第三号」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第四十五条第二項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「<u>第三十七条第一項</u>」とあるのは「第四十五条第二項において準用する<u>第三十七条第一項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第五十条 第六条第一項及び第四節（第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十九条、第三十四条、<u>第三十七条の二</u>及び第四十五条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十条第一項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第五十条第一項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第四十六条第二号」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第五十条第一項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「<u>第三十七条第一項</u>」とあるのは「第五十条第一項において準用する<u>第三十七条第一項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第六条第二項から第四項まで並びに第十一条から第四十四条（第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十九条、<u>第三十四条及び第三十七条の二</u>を除く。）並びに第四十六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福</p>	<p>いて準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第四十五条第二項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十五条第二項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第九条において準用する第七条第一項第三号」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第四十五条第二項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「<u>第三十七条</u>」とあるのは「第四十五条第二項において準用する<u>第三十七条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第五十条 第六条第一項及び第四節（第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十九条、第三十四条_____及び第四十五条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十条第一項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第五十条第一項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第四十六条第二号」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第五十条第一項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「<u>第三十七条</u>」とあるのは「第五十条第一項において準用する<u>第三十七条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第六条第二項から第四項まで並びに第十一条から第四十四条（第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十九条<u>及び第三十四条</u>_____を除く。）並びに第四十六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福</p>

改正後	改正前
<p>祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第四十六条第二号（サービス提供責任者に関する部分に限る。）」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「第三十七条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十七条第一項」と、第四十九条第一項第一号中「第四十六条第二号」とあるのは「第五十条第二項において準用する第四十六条第二号」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第六十一条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第七十条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第七十五条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一～十 [略]</p>	<p>祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第四十六条第二号（サービス提供責任者に関する部分に限る。）」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「第三十七条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十七条」と、第四十九条第一項第一号中「第四十六条第二号」とあるのは「第五十条第二項において準用する第四十六条第二号」と、第四十九条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第六十一条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう_____。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第七十条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第七十五条_____において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一～十 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(勤務体制の確保等) 第七十一条 [略] 2・3 [略] 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策) 第七十三条 [略] 2 [略] 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等) 第七十四条 [略] 2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。 一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</p>	<p>(勤務体制の確保等) 第七十一条 [略] 2・3 [略] [追加]</p> <p>(非常災害対策) 第七十三条 [略] 2 [略] [追加]</p> <p>(衛生管理等) 第七十四条 [略] 2 指定療養介護事業者は、<u>　　</u>指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 [追加] [追加] [追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>に実施すること。</u></p> <p>(揭示) 第七十五条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>第七十六条 削除</p> <p>(記録の整備) 第七十八条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 次条において準用する第三十七条の二第二項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五・六 [略]</p> <p>(準用) 第七十九条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第三十五条の二、第三十七条の二から第三十九条(第二項を除く。)まで及び第四十条から第四十二条の二までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第七十条」と読み替えるものとする。</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施) 第八十八条の二 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常</p>	<p>(揭示) 第七十五条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(身体拘束等の禁止) 第七十六条 [削る]</p> <p>(記録の整備) 第七十八条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 第七十六条第二項 <u>_____</u>に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五・六 [略]</p> <p>(準用) 第七十九条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条から第四十二条 <u>_____</u>までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第七十条」と読み替えるものとする。</p> <p>(職場への定着のための支援の実施) 第八十八条の二 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>の事業所に新たに雇用された障害者が、第九十五条の二第一項に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十五条の二第二項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第九十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第九十五条第一項</u>において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～十二 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第九十三条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、<u>当該</u>指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。</p> <p>一 <u>当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施すること。</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第九十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第九十五条</u> において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～十二 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第九十三条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、<u> </u>指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u> ならない。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>(揭示)</p> <p>第九十五条 [略]</p> <p>2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条及び第七十八条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第九十六条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第九十六条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第九十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十一条」と_____</p> <p>_____、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十六条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十六条の五 第十一条から第十九条まで、</p>	<p>(揭示)</p> <p>第九十五条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第九十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十八条_____から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条から第七十八条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第九十六条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第九十六条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第九十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第九十六条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号_____中「次条」とあるのは「第九十六条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十六条の五 第十一条から第十九条まで、</p>

改正後	改正前
<p>第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條、第七十八條、第八十條 _____、第八十二條及び前節（第九十六條を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。</p>	<p>第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條 _____から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十一條、第八十二條及び前節（第九十六條を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。</p>
<p>（準用）</p> <p>第百十一條 第十一條、第十三條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十一條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十四條まで、第六十三條、第六十九條、第七十一條、第七十三條 _____、第七十七條、第九十條及び第九十三條から第九十五條までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十一條第一項中「第三十三條」とあるのは「第百九條」と、第九十五條第一項中「前條」とあるのは「第百十一條において準用する前條」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第百十一條 第十一條、第十三條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十一條、第三十八條 _____から第四十四條まで、第六十三條、第六十九條、第七十一條、第七十三條、第七十六條、第七十七條、第九十條及び第九十三條から第九十五條までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十一條第一項中「第三十三條」とあるのは「第百九條」と、第九十五條中 _____「前條」とあるのは「第百十一條において準用する前條」と読み替えるものとする。</p>
<p>（準用）</p> <p>第百十一條の四 第十一條、第十三條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十一條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十四條まで、第五十三條、第六十三條、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで _____、第七十七條、第九十條、第九十三條から第九十五條まで、第百條及び前節（第百十條及び第百十一條を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p>	<p>（準用）</p> <p>第百十一條の四 第十一條、第十三條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十一條、第三十八條 _____から第四十四條まで、第五十三條、第六十三條、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第九十條、第九十三條から第九十五條まで、第百條及び前節（第百十條及び第百十一條を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p>
<p>（準用）</p> <p>第百二十四條 第十一條から第二十三條まで、第二十五條、第三十條、第三十一條、第三十五</p>	<p>（準用）</p> <p>第百二十四條 第十一條から第二十三條まで、第二十五條、第三十條、第三十一條、第三十六</p>

改正後	改正前
<p><u>条（第一項及び第二項を除く。）</u>から第四十四条まで及び第六十九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「<u>第二百二十三条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第百五十一条 第十一条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第三十条、<u>第三十五条の二、第三十七条の二</u>から第四十三條まで、第六十条から第六十三條まで、第六十九条、第七十一条から第七十三條まで、<u>第七十七条、第七十八条及び</u> 第八十八条の二から第九十五条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する第九十一条」と、<u>同項第四号から第六号までの規定</u></p> <p>_____中「次条」とあるのは「第百五十一条」と、第九十二条中「<u>第九十五条</u></p>	<p><u>条</u> _____から第四十四条まで及び第六十九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「<u>第二百二十三条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第百五十一条 第十一条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第三十条、<u>第三十八条</u> _____から第四十三條まで、第六十条から第六十三條まで、第六十九条、第七十一条から第七十三條まで、<u>第七十六条から第七十八条まで、</u>第八十八条の二から第九十五条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「<u>第百五十一条</u>において準用する第九十一条」と、<u>同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第百五十一条</u>において準用する第七十六条第二項」と、<u>同項第五号及び第六号</u>中「次条」とあるのは「第百五十一条」と、第九十二条中「<u>第九十五条</u></p>

改正後	改正前
<p>第一項とあるのは「第百五十一条において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第百五十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十一条の四 第十一条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條、第七十八條、第八十二條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十三條及び前節（第百五十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百六十條 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 次条において準用する第三十七條の二第二項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>六 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第百六十一條 第十一条から第二十二條まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十九條及び第百五十條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百六十一條において準用する第九十二條」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十一條にお</p>	<p>_____」とあるのは「第百五十一条において準用する第九十五条 _____」と、第九十五条 _____中「前条」とあるのは「第百五十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十一条の四 第十一条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條 _____から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十二條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十三條及び前節（第百五十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百六十條 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 次条において準用する第七十六條第二項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>六 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第百六十一條 第十一条から第二十二條まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條 _____から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十九條及び第百五十條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百六十一條において準用する第九十二條」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十一條にお</p>

改正後	改正前
<p>いて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百六十一条において準用する前条」と、第九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは「第百六十一条において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第百六十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第百六十一条の四 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで_____、第七十七條、第八十二條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十九條、第百五十條、第百五十四條及び前節（第百六十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第百六十五条 [略]</p> <p>一～二</p> <p>三 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。以下この条において同じ。）を十五で除した数以上_____</p> <p>_____</p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ロ [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>いて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百六十一条において準用する前条」と、第九十二条中「第九十五条 _____」とあるのは「第百六十一条において準用する第九十五条 _____」と、第九十五条 _____ 中「前条」とあるのは「第百六十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第百六十一条の四 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條 _____から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第八十二條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十九條、第百五十條、第百五十四條及び前節（第百六十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第百六十五条 [略]</p> <p>一～二</p> <p>三 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。以下この条において同じ。）を十五で除した数以上（このうち常勤の従業者一以上）</p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ロ [略]</p> <p>2～3 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第七十一条 [略]</p> <p>2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、<u>第九十五条の二第一項に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十五条の二第二項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第七十三条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第八十八条、第八十九条から第九十五条まで、第四百四十八条、第四百四十九条及び第五百五十九条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第七十三条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第七十三条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第七十三条において準用する第九十一条」と、同項第四号</p>	<p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第七十一条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(準用)</p> <p>第七十三条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十七条、第八十八条、第八十九条から第九十五条まで、第四百四十八条、第四百四十九条及び第五百五十九条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第七十三条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第七十三条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第七十三条において準用する第九十一条」と、同項第四号</p>

改正後	改正前
<p><u>から第六号までの規定</u></p> <hr/> <p>_____中「次条」とあるのは「<u>第七十三</u>条」と、第九十二条中「<u>第九十五条第一項</u>」とあるのは「第七十三條において準用する<u>第九十五条第一項</u>」と、<u>第九十五条第一項</u>中「前条」とあるのは「第七十三條において準用する前条」と、第五十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第八十四条 [略]</p> <p>2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、<u>第九十五条の二第一項に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十五条の二第二項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>（厚生労働大臣が定める事項の評価等）</p> <p>第八十五条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公</p>	<p>中「<u>第七十六条第二項</u>」とあるのは「<u>第七十三</u>条において準用する<u>第七十六条第二項</u>」と、<u>同項第五号及び第六号</u>中「次条」とあるのは「第七十三條」と、第九十二条中「<u>第九十五条</u> _____」とあるのは「第七十三條において準用する<u>第九十五条</u> _____」と、<u>第九十五条</u> _____中「前条」とあるのは「第七十三條において準用する前条」と、第五十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第八十四条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>表しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百八十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、<u>第三十五条の二、第三十七条の二</u>から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、<u>第七十七条、第七十八条</u>、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条から第九十五条まで、第百四十八条、第百四十九条及び第百七十二條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百八十五条の二」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第百八十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百八十六条において準用する<u>第九十一条</u>」と、同項第四号から第六号までの規定</p> <hr/> <p>中</p> <p>「次条」とあるのは「第百八十六条」と、<u>第九十五条第一項</u>中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>(準用)</p> <p>第百八十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、<u>第三十八条</u>から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、<u>第七十六条から第七十八条まで</u>、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条から第九十五条まで、第百四十八条、第百四十九条及び第百七十二條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百八十五条の二」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第百八十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百八十六条において準用する<u>第六十八条</u>」と、同項第四号中「<u>第七十六条第二項</u>」とあるのは「第百八十六条において準用する<u>第七十六条第二項</u>」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十六条」と、<u>第九十五条</u>中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>

改正後	改正前
<p>第百九十一条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、<u>第三十五条の二、第三十七条の二</u>から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、<u>第七十七条、第七十八条</u>、第八十七条、第八十九条から第九十五条まで、第百四十八条、第百四十九条及び第百八十二条から第百八十四条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百九十一条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百九十一条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百九十一条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第百九十一条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百九十一条において準用する第九十一条」と、<u>同項第四号から第六号までの規定</u></p> <p>_____中「次条」とあるのは「第百九十一条」と、第九十二条中「<u>第九十五条第一項</u>」とあるのは「第百九十一条において準用する<u>第九十五条第一項</u>」と、<u>第九十五条第一項</u>中「前条」とあるのは「第百九十一条において準用する前条」と、第百八十二条第一項中「第百八十六条」とあるのは「第百九十一条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>第百九十一条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、<u>第三十八条</u></p> <p>_____から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、<u>第七十六条から第七十八条まで</u>、第八十七条、第八十九条から第九十五条まで、第百四十八条、第百四十九条及び第百八十二条から第百八十四条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百九十一条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百九十一条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百九十一条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第百九十一条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百九十一条において準用する第九十一条」と、<u>同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第百九十一条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号</u>中「次条」とあるのは「第百九十一条」と、第九十二条中「<u>第九十五条</u>_____」とあるのは「第百九十一条において準用する<u>第九十五条</u>_____」と、<u>第九十五条</u>_____中「前条」とあるのは「第百九十一条において準用する前条」と、第百八十二条第一項中「第百八十六条」とあるのは「第百九十一条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第百九十五条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条(第一項を除く。)、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第七十一条、第七十三条、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第九十条、第九十一条、第九十三条から第九十五条まで、第百四十八条(第一項を除く。)、第百四十九条、第百八十二条から第百八十四条まで及び第百八十七条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百九十三条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百九十五条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百九十五条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第百九十五条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百九十五条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定</p> <hr/> <p>_____中「次条」とあるのは「第百九十五条」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第百九十五条において準用する前条」と、第百八十二条第一項中「第百八十六条」とあるのは「第百九十五条」と、「就労継続支援A型計画」</p>	<p>(準用)</p> <p>第百九十五条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条(第一項を除く。)、第三十条、第三十八条 _____から第四十三条まで、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第七十一条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第八十七条、第九十条、第九十一条、第九十三条から第九十五条まで、第百四十八条(第一項を除く。)、第百四十九条、第百八十二条から第百八十四条まで及び第百八十七条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百九十三条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百九十五条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百九十五条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第百九十五条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百九十五条において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第百九十五条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百九十五条」と、第九十五条 _____中「前条」とあるのは「第百九十五条において準用する前条」と、第百八十二条第一項中「第百八十六条」とあるのは「第百九十五条」と、「就労継続支援A型計画」</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第九十五条の八 [略]</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十五条の十二 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十三条及び第六十九条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十五条の十」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十五条の二十 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第九十五条の六、第九十五条の十及び第九十五条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、</p>	<p>とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第九十五条の八 [略]</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面_____</p> <p>_____により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十五条の十二 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から_____</p> <p>_____第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十三条及び第六十九条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十五条の十」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十五条の二十 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から_____</p> <p>_____第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第九十五条の六、第九十五条の十及び第九十五条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、</p>

改正後	改正前
<p>第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十五条の二十において準用する第九十五条の十」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十五条の二十において準用する第九十五条の十」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数等)</p>
<p>第九十七条 [略] 一～二 [略] 三 [略] イ～ニ [略] 四 [略] イ・ロ [略]</p>	<p>第九十七条 [略] 一～二 [略] 三 [略] イ～ニ [略] 四 [略] イ・ロ [略]</p>
<p>2 前項第二号から第四号までに<u>規定する指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項第二号から第四号までに<u>規定する指定共同生活援助</u>の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第二百一条 [略] 2～5 [略]</p>	<p>第二百一条 [略] 2～5 [略]</p>
<p>6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>[追加]</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第二百二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、</p>	<p>第二百二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、</p>

改正後	改正前
<p>第七十七条、第七十八条、第九十一条、第九十三条、第九十五条及び第一百五十九条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百条の三」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第五十六条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定</p> <hr/> <p>中 「次条」とあるのは「第二百二条」と、第九十五条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定めるものを除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数） 第二百二条の四 [略] 一～二 [略] 三 [略] イ～ニ [略]</p>	<p>第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条及び第一百五十九条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百条の三」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第五十六条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号 中 「次条」とあるのは「第二百二条」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定めるものを除く。）の」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数等） 第二百二条の四 [略] 一～二 [略] 三 [略] イ～ニ [略]</p>

改正後	改正前
<p>四 [略]</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び前項に<u>規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項第二号から第四号まで及び第二項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百二条の十一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、<u>第三十五条の二、第三十七条の二</u>から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、<u>第七十七条、第七十八条</u>、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第一百五十九条の二、第百九十九条の二から第百九十九条の六まで及び第二百条の三から第二百一条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百条の三」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十</p>	<p>四 [略]</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項第二号から第四号まで及び前項に<u>規定する日中サービス支援型指定共同生活援助</u>_____の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項第二号から第四号まで及び第二項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u>_____の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百二条の十一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、<u>第三十八条</u>_____から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、<u>第七十六条から第七十八条まで</u>、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第一百五十九条の二、第百九十九条の二から第百九十九条の六まで及び第二百条の三から第二百一条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百条の三」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十</p>

改正後	改正前
<p>八条」とあるのは「<u>第二百二条の十一</u>において準用する第九十一条」と、<u>同項第四号から第六号までの規定</u></p> <hr/> <p>_____中「次条」とあるのは「第二百二条の十一」と、<u>第九十五条第一項</u>中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、<u>第一百五十九条の二第一項</u>中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数） 第二百二条の十四 [略] 一～二 [略] 三 [略] イ・ロ [略]</p> <p>2 前項第二号及び第三号に<u>規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（勤務体制の確保等） 第二百二条の二十一 [略] 2～4 [略]</p> <p><u>5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生</u></p>	<p>八条」とあるのは「<u>第二百二条の十一</u>において準用する第九十一条」と、<u>同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号</u>中「次条」とあるのは「第二百二条の十一」と、<u>第九十五条</u> _____中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、<u>第一百五十九条の二第一項</u>中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数） 第二百二条の十四 [略] 一～二 [略] 三 [略] イ・ロ [略]</p> <p>2 前項第二号及び第三号に<u>規定する外部サービス利用型指定共同生活援助</u> _____の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（勤務体制の確保等） 第二百二条の二十一 [略] 2～4 [略] [追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百二条の二十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、<u>第三十五条の二、第三十七条の二</u>から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、<u>第七十七条、第七十八条</u>、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第五百五十九条の二、第九百九十九条の二から第九百九十九条の六まで、第二百条、第二百条の二、第二百一条の二から第二百一条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第五十六条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第九十一条」と、<u>同項第四号から第六号までの規定</u></p> <hr/> <p>中</p> <p>「次条」とあるのは「第二百二条の二十二」と、<u>第九十五条第一項中「前条の協力医療機関</u>とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五</p>	<p>(準用)</p> <p>第二百二条の二十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、<u>第三十八条</u></p> <p><u>__</u>から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、<u>第七十六条から第七十八条まで</u>、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第五百五十九条の二、第九百九十九条の二から第九百九十九条の六まで、第二百条、第二百条の二、第二百一条の二から第二百一条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第五十六条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第九十一条」と、<u>同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中</u></p> <p>「次条」とあるのは「第二百二条の二十二」と、<u>第九十五条中</u>「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五</p>

改正後	改正前
<p>十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第二百三条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所（指定就労継続支援 B 型事業者が指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下この条において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第一項第五号、第百四十四条第一項第二号及び第四号、第百五十五条第一項第二号、第百六十五条第一項第二号_____並びに第百七十五条第一項第二号（第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定（常勤の職員の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管</p>	<p>十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第二百三条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所及び指定就労継続支援 B 型事業所（指定就労継続支援 B 型事業者が指定就労継続支援 B 型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下この条において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第一項第五号、第百四十四条第一項第二号及び第四号、第百五十五条第一項第二号、第百六十五条第一項第二号及び第三号並びに第百七十五条第一項第二号（第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定（常勤の職員の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管</p>

改正後	改正前
<p>理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を、常勤でなければならないものとするができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百十一条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条、第八十九条から第九十一条まで、第九十二条（第十号を除く。）及び第九十三条から第九十五条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十二条」と、第十七条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第三十八条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係</p>	<p>理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を、常勤でなければならないものとするができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百十一条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十二条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで_____、第七十八条、第八十四条_____、第九十二条（第十号を除く。）及び第九十五条_____の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十二条」と、第十七条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第三十八条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係</p>

改正後	改正前
<p>_____読み替えるものとする。</p> <p>3 _____</p> <p>_____第百四十三条、第百四十八条（第一項を除く。）、第百四十九条（第三項を除く。）及び第百五十条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において_____</p> <p>_____、第百四十三条中「自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百四十八条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百四十九条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>4 _____</p> <p>_____第百四十九条（第三項を除く。）、第百五十条第二項、第百五十四条及び第百五十九条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において</p>	<p>は「<u>特例介護給付費</u>」と、<u>第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、</u>第百四十三条、第百四十八条（第一項を除く。）、第百四十九条（第三項を除く。）及び第百五十条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、<u>第七十六条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十九条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、</u>第百四十三条中「自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百四十八条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百四十九条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条、</u>第百四十九条（第三項を除く。）、第百五十条第二項、第百五十四条及び第百五十九条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において</p>

改正後	改正前
<p>_____、第百四十九条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百五十四条中「自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第百五十九条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。</p> <p>5 _____ 第八十七条_____、第百四十八条（第一項を除く。）、第百四十九条（第三項を除く。）、第百八十二条から第百八十四条まで、第百八十七条及び第百九十条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において_____、第百四十八条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第百四十九条第四項中「指定自立訓練（機</p>	<p><u>、第七十六条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十九条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百四十九条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百五十四条中「自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第百五十九条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>第六十三条、第七十六条、第七十七条、第八十七条、第八十九条から第九十一条まで、第九十三条、第九十五条</u>、第百四十八条（第一項を除く。）、第百四十九条（第三項を除く。）、第百八十二条から第百八十四条まで、第百八十七条及び第百九十条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、<u>第七十六条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十九条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と</u>、第百四十八条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第百四十九条第四項中「指定自立訓練（機</p>

改正後	改正前
<p>能訓練) 事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十二条第一項中「第八十六条」とあるのは「第二百十一条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第八十七条中「就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。</p>	<p>能訓練) 事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十二条第一項中「第八十六条」とあるのは「第二百十一条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第八十七条中「就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(地域移行支援型ホームの特例)</p>	<p>(地域移行支援型ホームの特例)</p>
<p>第三条 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、令和七年三月三十一日までの間、第九十九条第一項(第二百二条の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院内の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。</p>	<p>第三条 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第九十九条第一項(第二百二条の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院内の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。</p>
<p>一・二 [略]</p>	<p>一・二 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p>	<p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p>
<p>第九条 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定す</p>	<p>第九条 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和六年三月三十一日</u> までの間、当該利用者については、適用しない。</p>	<p>る区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成三十三年三月三十一日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p>
<p>2 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和六年三月三十一日</u> までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成三十三年三月三十一日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>附則</p>	
<p>第一条 この条例は、<u>令和三年四月一日から施行する。</u></p>	
<p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p>	
<p>第二条 この条例の施行の日から<u>令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の青森市指定障害福祉サービスの事業の人</u></p>	

改正後	改正前
<p>員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「<u>新指定障害福祉サービス基準条例</u>」という。）<u>第四条第三項及び第四十二条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百二十四条、第二百五十一条、第二百五十一条の四、第二百六十一条、第二百六十一条の四、第二百七十三条、第二百八十六条、第二百九十一条、第二百九十五条、第二百九十五条の十二、第二百九十五条の二十、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二並びに第二百十一条第一項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二条の規定による改正後の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「<u>新指定障害者支援施設基準条例</u>」という。）</u><u>第四条第三項及び第六十六条の二、第三条の規定による改正後の青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「<u>新障害福祉サービス基準条例</u>」という。）</u><u>第三条第三項及び第三十二条の二（新障害福祉サービス基準条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十七条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第四条の規定による改正後の青森市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「<u>新地域活動支援センター基準条例</u>」という。）</u><u>第三条第四項及び第十八条の二、第五条の規定による改正後の青森市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「<u>新福祉ホーム基準条例</u>」という。）</u><u>第三条第四項及び第十六条の二、第六条の規定による改正後の青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「<u>新障害者支援施設基準条例</u>」という。）</u><u>第三条第三項及び</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第五十二条の二、第七条の規定による改正後の青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）</u> <u>第四条第四項及び第四十七条第二項（新指定通所支援基準条例第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第一百三十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</u></p> <p><u>第三条 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十五条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百二十四条、第二百五十一条、第二百五十一条の四、第二百六十一条、第二百六十一条の四、第二百七十三条、第二百八十六条、第二百九十一条、第二百九十五条、第二百九十五条の十二、第九十五条の二十、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二並びに第二百十一条第一項において準用する場合を含む。）</u>、<u>新指定障害者支援施設基準条例第五十四条の二、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二（新障害福祉サービス基準条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十七条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）</u>、<u>新地域活動支援センター基準条例第十四条の二、新福祉ホーム基準条例第十二条の二、新障害者支援施設基準条例第四十四条の二、新指定通所支援基準条例第四十条の二（新指定通所支援基準条例第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>百三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p> <p><u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）</u></p> <p><u>第四条 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十六条第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第二百二十四条、第九十五条の十二並びに第九十五条の二十において準用する場合を含む。）、第七十四条第二項及び第九十三条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第一百五十一条、第一百五十一条の四、第一百六十一条、第一百六十一条の四、第一百七十三条、第一百八十六条、第一百九十一条、第一百九十五条、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二及び第二百十一条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第五十七条第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十七条第二項（新障害福祉サービス基準条例第五十四条、第五十九条、第六十七条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第十五条第二項、新福祉ホーム基準条例第十三条第二項、新障害者支援施設基準条例第四十六条第二項、新指定通所支援基準条例第四十三条第二項（新指定通所支援基準条例第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び百三条において準用する場合を</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>む。)</u>の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは、「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とする。</p> <p><u>(身体拘束等の禁止等に係る経過措置)</u></p> <p><u>第五条 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十七条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百二十四条、第二百五十一条、第二百五十一条の四、第六百六十一条、第六百六十一条の四、第七百七十三条、第八百八十六条、第九百九十一条、第九百九十五条、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二並びに第二百一十一条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第六十条第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項（新障害福祉サービス基準条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十七条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第四十八条第三項、新指定通所支援基準条例第四十六条第三項（新指定通所支援基準条例第六十条、第六十四条、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十八条及び第百三条において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは、「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とする。</p> <p><u>第六条 この条例の施行の際現に指定を受けている第七条の規定による改正前の青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第七条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次条及び附則</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第八条において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第七条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第七条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第七条第三項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</u></p> <p><u>第八条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準第八条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第九条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第六十一条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第六十一条の六第一項の規定にかかわらず、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第十条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第六十一条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>第十一条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第八十条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次条及び附則第十三条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第八十条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第十二条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第八十条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。</u></p> <p><u>第十三条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第八十条第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</u></p> <p><u>第十四条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第八十七条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）について</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ては、新指定通所支援基準条例第八十七条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第十五条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第八十七条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</u></p>	

青森市指定障害者支援施設の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例（平成二十四年条例第七十六号）の一部改正

【第二条及び附則第十六条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、_____必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u>_____ならない。</p> <p>(就労移行支援を行う場合における従業者の配置の基準等)</p> <p>第九条 就労移行支援を行う指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、就労移行支援を行う認定指定障害者支援施設（あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）にあっては、第三号の規定は適用しない。</p> <p>一～二 [略]</p> <p>三 就労支援員 常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数をいう。以下この条において同じ。）を十五で除した数以上_____</p> <p>_____</p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ロ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければ</u>ならない。</p> <p>(就労移行支援を行う場合における従業者の配置の基準等)</p> <p>第九条 就労移行支援を行う指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、就労移行支援を行う認定指定障害者支援施設（あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）にあっては、第三号の規定は適用しない。</p> <p>一～二 [略]</p> <p>三 就労支援員 常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数をいう。以下この条において同じ。）を十五で除した数以上<u>（このうち常勤の従業者一以上）</u></p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ロ [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第十四条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設の設置者は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第六条第一項第五号、第七条第一項第二号及び第四号、第八条第二号、第九条第一項第二号_____並びに第十条第一項第二号の規定(常勤の従業者(第九条第一項第二号の常勤の従業者のうち認定指定障害者支援施設に置くべき常勤の従業者を除く。)の員数に関する部分に限る。)にかかわらず、当該指定障害者支援施設において提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>一～二 [略]</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第十四条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設の設置者は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第六条第一項第五号、第七条第一項第二号及び第四号、第八条第二号、第九条第一項第二号及び第三号並びに第十条第一項第二号の規定(常勤の従業者(第九条第一項第二号の常勤の従業者のうち認定指定障害者支援施設に置くべき常勤の従業者を除く。)の員数に関する部分に限る。)にかかわらず、当該指定障害者支援施設において提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>一～二 [略]</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう_____。))を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p> <p>(職場への定着のための支援の実施)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>3 指定障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年青森市条例第七十五号）第九十五条の二第一項に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十五条の二第二項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第五十三条 指定障害者支援施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第五十九条第一項</u>において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定障害者支援施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～十三 [略]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第五十四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 指定障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>（運営規程）</p> <p>第五十三条 指定障害者支援施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第五十九条</u>において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定障害者支援施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一～十三 [略]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第五十四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第五十四条の二 指定障害者支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設の設置者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第五十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第五十七条 [略]</p> <p>2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。</p> <p>一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置</p>	<p>[追加]</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第五十六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第五十七条 [略]</p> <p>2 指定障害者支援施設の設置者は、<u>指定</u>指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(揭示) 第五十九条 [略]</p> <p><u>2 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止) 第六十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(虐待の防止) 第六十六条の二 指定障害者支援施設の設置者</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(揭示) 第五十九条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(身体拘束等の禁止) 第六十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 <u>当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十三条及び第十七条に規定する指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条から第十二条まで及び第十六条の規定にかかわらず、<u>令和四年三月三十一日</u> ____ までの間は、なお従前の例による。</p> <p>※附則第十六条による改正</p> <p>附則 [略]</p> <p>※青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正【第一条関係】新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十三条及び第十七条に規定する指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条から第十二条まで及び第十六条の規定にかかわらず、<u>平成三十三年三月三十一日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>

青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例（平成二十四年条例第七十七号）の一部改正

【第三条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 療養介護（第四条—<u>第三十二条の二</u>）</p> <p>第三章～第九章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>_____</u> <u>_____</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u> <u>_____</u>ならない。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容につ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 療養介護（第四条—<u>第三十二条</u>）</p> <p>第三章～第九章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>（療養介護計画の作成等）</p> <p>第十七条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いう</u> <u>_____</u> <u>_____</u>。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容につ</p>

改正後	改正前
<p>いて意見を求めるものとする。 6～10 [略]</p> <p>(勤務体制の確保等) 第二十五条 [略] 2・3 [略]</p> <p><u>4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) 第二十七条 [略]</p> <p>2 療養介護事業者は、<u>当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を</u></p>	<p>いて意見を求めるものとする。 6～10 [略]</p> <p>(勤務体制の確保等) 第二十五条 [略] 2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等) 第二十七条 [略]</p> <p>2 療養介護事業者は、<u>療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(虐待の防止)</p> <p><u>第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第四十三条の二 [略]</p> <p><u>2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年青森市条例第七十五号）第九十五条の二第一項に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十五条の二第二項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2 生活介護事業者は、<u>当該</u>生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。</p> <p><u>一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第四十三条の二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2 生活介護事業者は、<u>生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></u></p>

改正後	改正前
<p><u>三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第四十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条の二</u>までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第四十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条の二</u>まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条及び第四十三条の二から第四十八条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第</p>	<p>(準用)</p> <p>第四十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条まで</u>の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第四十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条まで</u>、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条及び第四十三条の二から第四十八条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第</p>

改正後	改正前
<p>十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第五十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条、第四十三条の二から第四十八条まで、第五十二条及び第五十三条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中</p>	<p>十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第五十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条、第四十三条の二から第四十八条まで、第五十二条及び第五十三条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中</p>

改正後	改正前
<p>「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第三十九条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第六十二条 [略]</p> <p>一～二 [略]</p> <p>三 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。以下この条において同じ。）を十五で除した数以上_____</p> <p>_____</p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ロ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（職場への定着のための<u>支援等</u>の実施）</p> <p>第六十五条 [略]</p> <p><u>2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第六十七条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条の二</u>まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条、第四十二条、第四十三条、</p>	<p>「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第三十九条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第六十二条 [略]</p> <p>一～二 [略]</p> <p>三 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。以下この条において同じ。）を十五で除した数以上<u>（このうち常勤の職員一以上）</u></p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ロ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（職場への定着のための<u>支援</u>の実施）</p> <p>第六十五条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>（準用）</p> <p>第六十七条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条まで</u>、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第五項、第三十九条、第四十条、第四十二条、第四十三条、</p>

改正後	改正前
<p>第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十七条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十七条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十七条において準用する前条」と、第三十六条ただし書及び第三十九条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（厚生労働大臣が定める事項の評価等）</u></p> <p><u>第六十八条の三 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、指定</p>	<p>第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十七条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十七条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十七条において準用する前条」と、第三十六条ただし書及び第三十九条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>[追加]</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第八十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条の二</u>まで、第三十四条、第四十条、第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条の二</u>まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十八条まで、第五十二条、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続</p>	<p>(準用)</p> <p>第八十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条</u>まで、第三十四条、第四十条、第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から<u>第三十二条</u>まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十八条まで、第五十二条、第七十条から第七十二条まで及び第七十七条から第七十九条までの規定は、就労継続</p>

改正後	改正前
<p>支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員の員数等の特例)</p> <p>第八十六条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十八条第一項第五号、第五十一条第一項第四号、第五十八条第一項第二号、第六十二条第一項第二号及び_____第七十一条第一項第二号（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定（常勤の職員の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例に規定する児童発達支援管</p>	<p>支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十七条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員の員数等の特例)</p> <p>第八十六条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十八条第一項第五号、第五十一条第一項第四号、第五十八条第一項第二号、第六十二条第一項第二号及び第三号並びに第七十一条第一項第二号（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定（常勤の職員の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例に規定する児童発達支援管</p>

改正後	改正前
<p>理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、 医師及びサービス管理責任者を除く。)のう ち、一人以上は、常勤でなければならないもの とすることができる。</p> <p>2 [略] 一・二 [略] 3 [略]</p> <p>附則 [略] ※青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部改正【第一条関係】新旧対照表にまとめ て記載</p>	<p>理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、 医師及びサービス管理責任者を除く。)のう ち、一人以上は、常勤でなければならないもの とすることができる。</p> <p>2 [略] 一・二 [略] 3 [略]</p>

青森市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を
 定める条例（平成二十四年条例第七十八号）の一部改正

【第四条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 地域活動支援センターの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>_____</u> <u>_____</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u> <u>_____</u>ならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 地域活動支援センターの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第十三条の二 地域活動支援センターの設置者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 地域活動支援センターの設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 地域活動支援センターの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 地域活動支援センターの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第十四条の二 地域活動支援センターの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 地域活動支援センターの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第十五条 [略]</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。</p> <p><u>一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>2 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第十八条の二 地域活動支援センターの設置者</u> <u>は、虐待の発生又はその再発を防止するため、</u> <u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該地域活動支援センターにおける虐待</u> <u>の防止のための対策を検討する委員会（テ</u> <u>レビ電話装置等を活用して行うことができ</u> <u>るものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を</u> <u>図ること。</u></p> <p><u>二 当該地域活動支援センターにおいて、職</u> <u>員に対し、虐待の防止のための研修を定期</u> <u>的に実施すること。</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するた</u> <u>めの担当者を置くこと。</u></p> <p><u>附則</u> [略]</p> <p>※青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部改正【第一条関係】新旧対照表にまとめ て記載</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第十二条の二 福祉ホームの設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 福祉ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 福祉ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 福祉ホームの設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第十六条の二 福祉ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>附則</u> [略]</p> <p>※青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正【第一条関係】新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>[追加]</p>

青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を
 定める条例（平成二十四年条例第八十号）の一部改正

【第六条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、_____必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければ</u>_____ならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(就労移行支援を行う場合における職員の配置の基準等)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>一～二 [略]</p> <p>三 就労支援員 常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。以下この条において同じ。）を十五で除した数以上_____</p> <p>_____</p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)</p> <p>第十九条 複数の昼間実施サービスを行う障害</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(就労移行支援を行う場合における職員の配置の基準等)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>一～二 [略]</p> <p>三 就労支援員 常勤換算方法により算定するものとし、その数は利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。以下この条において同じ。）を十五で除した数以上<u>(このうち常勤の職員一以上)</u></p> <p>四 [略]</p> <p>イ～ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)</p> <p>第十九条 複数の昼間実施サービスを行う障害</p>

改正後	改正前
<p>者支援施設の設置者は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第十二条第一項第五号、第十三条第一項第二号及び第四号、第十四条第二号、第十五条第一項第二号及び_____第十六条第一項第二号の規定（常勤の職員の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>（施設障害福祉サービス計画の作成等）</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第三十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年青森市条例第七十五号）第九十五条の二第一項に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する</p>	<p>者支援施設の設置者は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第十二条第一項第五号、第十三条第一項第二号及び第四号、第十四条第二号、第十五条第一項第二号及び第三号並びに第十六条第一項第二号の規定（常勤の職員の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>（施設障害福祉サービス計画の作成等）</p> <p>第二十六条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう_____。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 [略]</p> <p>（職場への定着のための支援の実施）</p> <p>第三十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百九十五条の二第二項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p><u>第四十四条の二 障害者支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければ</u></p>	<p>[追加]</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>らない。</u></p> <p><u>3 障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設の設置者は、<u>当該</u>障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。</p> <p><u>一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第四十八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2 障害者支援施設の設置者は、<u> 障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第四十八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>すること。</u></p> <p><u>三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第五十二条の二 障害者支援施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>附則</u> [略]</p> <p>※青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正【第一条関係】新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>において同じ。）を行う場合</u></p> <p><u>三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第八十条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの作業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第八十条において同じ。）を行う場合</u></p> <p><u>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第八十条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p> <p><u>4 前三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第五号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 看護職員 _____ 一以上</p> <p>四～六 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号の児童</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第五号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 看護職員<u>（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u> 一以上</p> <p>四～六 [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 _____ 第一項第二号の児童</u></p>

改正後	改正前
<p>指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>第八条 [略] 一～三 [略] イ～ハ [略] 四～六 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、<u>指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u></p> <p>一 <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p>二 <u>当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務を行う場合</u></p> <p>三 <u>当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当</p>	<p>指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>第八条 [略] 一～三 [略] イ～ハ [略] 四～六 [略]</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、<u>指定児童発達支援事業所において</u>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う<u>場合には、機能訓練担当職員を</u></p> <p>_____置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を見守員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>4 前二項</u>の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者<u>（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）</u>の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数</u></p> <p><u>5 第二項及び第三項</u>の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第三号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p><u>7 第一項第三号イ及び第四項第一号</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p><u>8 第一項から第五項まで（第一項第一号及び第二号を除く。）</u>に規定する従業者は、専ら当</p>	<p><u>3 前項</u>の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者</p> <hr/> <p>_____の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>4 第二項</u> _____の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>5 第一項第三号イ及び第三項第一号</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p><u>6 第一項から第四項まで（第一項第一号及び第二号を除く。）</u>に規定する従業者は、専ら当</p>

改正後	改正前
<p>該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>
<p>(児童発達支援計画の作成等)</p>	<p>(児童発達支援計画の作成等)</p>
<p>第二十九条 [略]</p>	<p>第二十九条 [略]</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議_____を_____を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。</p>
<p>6～10 [略]</p>	<p>6～10 [略]</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第三十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十五条第一項において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定児童発達支援事業所の従業者並びに通所給付決定保護者及び障害児に周知しなければならない。</p>	<p>第三十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十五条_____において「運営規程」という。)を定め、これを当該指定児童発達支援事業所の従業者並びに通所給付決定保護者及び障害児に周知しなければならない。</p>
<p>一～十二 [略]</p>	<p>一～十二 [略]</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第四十条 [略]</p>	<p>第四十条 [略]</p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関</p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第四十条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第四十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、<u>当該</u>指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。</p> <p>一 <u>当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第四十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、<u> </u>指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第四十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（<u>以下この条において「身体拘束等」という。</u>）を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(掲示)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第四十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（<u>次項において</u>「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第五十三条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（<u>昭和二十二年法律第二十六号</u>）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第五十三条 [略]</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法_____に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を</p>

改正後	改正前
<p><u>該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務を行う場合</u></p> <p><u>三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p> <p><u>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u></p> <p><u>4 前三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第五号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>一～六 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第八十七条 放課後等デイサービスに係る基準 該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサ</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第五号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u></p> <p>一～六 [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 _____第一項第二号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第八十七条 放課後等デイサービスに係る基準 該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサ</p>

改正後	改正前
<p>ービス」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>児童指導員又は保育士</u> _____ 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる<u>児童指導員又は保育士</u> _____ の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>2 [略] [削る]</p> <p>(従業者の員数) 第九十二条 [略] 一～三 [略]</p> <p>2 前項第二号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)<u>若しくは大学院において</u>、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指</p>	<p>ービス」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 第一項第二号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数等) 第九十二条 [略] 一～三 [略]</p> <p>2 前項第二号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で _____、心理学を専修する学科 _____ 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指</p>

改正後	改正前
<p>導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。</p>	<p>導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>(準用)</p> <p>第九十八条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項及び第五項を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十条の二、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで及び第七十七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第九十七条」と、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第九十八条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項及び第五項を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条_____、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで及び第七十七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第九十七条」と、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第百三条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項及び第五項を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十条の二、第四十三条、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第七十七条及び第九十五条から第九十七条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第百三条において</p>	<p>(準用)</p> <p>第百三条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項及び第五項を除く。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条_____、第四十三条、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第七十七条及び第九十五条から第九十七条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第百三条において</p>

改正後	改正前
<p>準用する第九十七条」と、第二十八条第一項及び第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十五条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第百四条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第七条第一項から第三項まで及び第五項、第八条（第三項及び第六項を除く。）、第六十九条、第八十条第一項から第三項まで及び第五項、第九十二条第一項並びに第百条第一項の規定の適用については、第七条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第八条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第三号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と_____、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と_____、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定</p>	<p>準用する第九十七条」と、第二十八条第一項及び第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十五条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第百四条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第七条第一項、第二項及び第四項、第八条_____、第六十九条、第八十条第一項、第二項及び第四項_____、第九十二条第一項並びに第百条第一項の規定の適用については、第七条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第八条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第三号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項_____中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定</p>

